

福祉

有料道路（高速道路）の障害者通行料金割引制度が改正されました

通勤、通学、通院などの日常生活で、有料道路を利用される障害者の方に対し、通行料割引制度が平成15年12月に改正されました。

改正により、手帳に必要事項を記入し、その手帳の提示だけで済みます。

現在お持ちのチケットは、5月末日で使えなくなりしますので、早めの手続をお願いします。なお、詳しくはお問い合わせください。

必要な書類

- ①障害者手帳（身体・療育）
 - ②自動車検査証
 - ③運転免許証
- ※このほかに、要件確認のために別途書類が必要となる場合があります。

※使用車種、運転者によっては認められない場合があります。

問い合わせ

役場福祉課障害福祉係
☎985-4155

朝鮮半島・台湾出身の旧軍人軍属等であった皆さん及びその遺族の皆さんへ

弔慰金・見舞金等の請求期限が迫りました

対象者（いずれにも該当する方）

- ・平和条約国籍離脱者等
- ・旧軍人軍属等

支給条件（一時金）
弔慰金 260万円

○昭和12年7月7日以後の公務傷病等のために、昭和13年12月8日以後平成13年3月31日までに死亡された対象者の遺族

○昭和16年12月8日以後平成13年3月31日までに平病死された重度戦傷病者である対象者の遺族

見舞金等 400万円

○昭和12年7月7日以後の公務傷病等のために、平成13年4月1日において重度の障害の状態にある対象者

請求期限

3月31日（水）まで

相談窓口

役場福祉課社会福祉係
☎985-4112

問い合わせ

愛媛県保健福祉部
高齢者福祉課援護恩給係
☎941-2111

（内線2535・2423）
総務省大臣官房管理室
弔慰金等支給業務室
〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-18-1
虎ノ門第10森ビル
☎(03)3539-7830

～議会事務局からのお知らせ～

平成16年松前町議会第1回定例会（3月議会）の開催は3月5日（金）を予定しています。

問い合わせ

議会事務局 ☎985-4130

公的個人認証サービスが始まります

1月29日から公的個人認証サービスがスタートしました。今後、様々な行政手続がインターネットを通じてできるようになります。公的個人認証サービスとは、他人によるなりすまし申請や、通信途中での改ざんなどを防ぐため、電子証明書を交付するものです。

【受付時間】
役場勤務時間中の9時から16時30分

【住民基本台帳カードの交付申請について】
申請できる方

○申請できる方
松前町に住居登録をしている方です。（1人1枚限り）
○本人による申請の場合
・印鑑
・本人であることが確認できるもの。（運転免許証・パスポートなど官公署発行の写
真付き身分証明書が必要。
健康保険証は不可。身分証明書をお持ちでない方は、郵便により確認文書を送付しますので、回答書をご持参ください。）

【電子証明書の新規発行手続について】
申請できる方

○申請できる方
松前町に住居登録されている方（15歳未満及び成年被後見人を除く）
○必要なもの
・住民基本台帳カード（運用中のもの）
・住基カードの暗証番号
※顔写真付きでない住基カードをお持ちの方は、官公庁発行の顔写真がある身分証明書（旅券・運転免許書等）なお、身分証明書がない又は本人確認ができない場合は、照会書を郵送し、回答書を持参された時に発行します。

○手数料
3月末までは、無料です。4月からは500円（予定）です。

発行手続・問い合わせ
役場町民課住民係
☎985-4105

※写真付きのカードを希望の場合は写真が必要です。
申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、無背景の写真で裏面に氏名を記載したもの。サイズは縦4・5センチ、横3・5センチ。

○手数料
1枚 500円